



令和8年度
市営住宅
申込み案内

西予市



目 次

I	申込みに必要な書類等	P 3
II	入居申込資格	P 4
III	市営住宅建物概要	P 6

市営住宅への入居申し込みについて

- R8年度住宅抽選会は、入居予定者と空家が生じた場合の補欠入居予定者の順番を定めるために行います。
- 抽選会による順位の効力は、抽選会の日から翌年5月末日までの1年間です。
- 募集は、申込み期日後も随時受け付けますが、抽選会で決定した順位の下位になります。
- 住宅は、①公営住宅、②単独市営住宅、③特公賃住宅（特定公共賃貸住宅）があります。希望する地区（1箇所のみ）に申し込んでください。
- 市営住宅では、ペットの飼育はご遠慮ください。

①公営住宅とは（全市）

所得の低い方を対象に国の補助を受けて建設した住宅で、入居資格を「公営住宅法」、「西予市営住宅管理条例」で定めています。

②単独市営住宅とは（全市）

市民の住宅難を解消するために市が単独で建設、買い取りした住宅で、入居資格を「西予市単独市営住宅条例」で定めています。

③特公賃住宅とは（城川町・三瓶町）

中堅所得者等の優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民の生活の安定と福祉の増進に寄与するために建設した住宅で、入居資格を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、「西予市特定公共賃貸住宅条例」で定めています。

申込み受付期間 令和8年6月8日(月)～令和8年6月19日(金)【土・日以外】
受付時間 8:30～17:15

申込み受付場所 西予市役所建設部建設課及び各支所産業建設課

入居順位の抽選 (書類審査後、資格のある方にご案内します。)

日 時 後日連絡

場 所 //

抽選方法 本庁及び各支所にて抽選会を一斉開催。
抽選会に不参加の方は、辞退とみなします。
(委任状により代理出席可)

《注意》

- ・連帯保証人予定者1名の内諾を得ておくこと。(今回の申込み時に書類は不要ですが、契約時に次の書類が必要です。)

【契約書】・・・連帯保証人1名の署名捺印（印鑑証明書と同じ実印）が必要です。

連帯保証人の印鑑証明書及び所得・課税証明書、未納がない証明書(又は過去5年間分の納税証明書)を添付してください。

※保証人の資格については、担当者にご確認ください。

I 申込みに必要な書類（全市営住宅共通）

- (1) **入居申込書**（※申込書にマイナンバーを記入する場合は、(3)及び(4)の所得・課税証明書の添付が省略可。マイナンバーカード及び免許書等の本人確認できるものを持参ください。ただし、令和8年1月1日以前から西予市に住所のある方に限ります。）
- (2) 現住所付近の**見取り図**
- (3) 申込者家族全員の**住民票**（続柄の記入があるもの）
- (4) 申込み家族全員の**所得を証明する書類**
 - ・ 現在所得のある者・・・令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書
 - ・ 現在所得のない者・・・令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書及び退職証明書又は離職証明や生活保護受給証明書等
- (5) 申込家族全員の**未納がない証明書又は過去5年間分の納税証明書**

所得及び控除関係提出書類	所得課税証明書 （※1）市町発行	未納がない証明書 市町発行	勤務先での 収入証明書	（※2）勤務先での 雇用証明書	前勤務先の 退職証明書	無職・無収入申立書	福祉事務所 での証明書	自己申告の 収入証明書
I. 申込み時に仕事（自営を除く）をしている場合								
1 勤務先が令和7年1月1日以前から 同じ場合	○	○						
2 令和7年に途中就職した場合で1ヶ月以上の給与を受取実績がある場合	○	○	○					
3 最近途中就職した場合で1ヶ月以上の給与の支払いを受けた実績がない場合	○	○		○				
II. 申込み時に自営で仕事をしている場合								
1 令和7年1月1日以前から同じ仕事の場合	○	○						
2 令和7年の途中から現在の仕事を始めた場合	○	○						○
III. 申込み時に無職の場合								
1 令和7年1月1日以前から無職の場合	○	○				○		
2 令和7年1月1日から現在までに無職になった場合	○	○			○	○		
IV. 福祉事務所で生活保護を受けている場合								
	○						○	
※1. 市区町村長の発行する所得・課税証明書は、16歳以上の入居予定者（学生は除く）全員分必要です。 勤務先が変わったなど現在の状態が「市区町村長の発行する所得証明書」の内容と相違している場合でも必ず提出してください。								
※2. 勤務先での雇用証明書には、必ず給与額（月額）、扶養家族、就職年月日等を明記してください。								
※3. 収入基準の審査は、申込み時点で行いますので、「退職予定」や「就職予定」では受付できません。								

II 入居申込資格



① 公営住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格（次の事項をすべて具備すること）

- (1) 地方税を滞納していない者
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、又は婚約者がいて入居申込日から3ヶ月以内に婚姻する者を含む）があること。
- (3) 暴力団員でない者。
- (4) 現に住宅を困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 申込者の収入が次に挙げる額を超えないこと。

◆ 収入基準早見表

世帯の所得が、**一般世帯月収額 158,000 円以下／裁量世帯月収額 214,000 円以下**であること。

（収入基準は、世帯の総所得金額から該当する控除額を差し引いた残りの金額を12ヶ月で割った額＝「世帯の月収額」で判定）

（給与所得額・・・総収入額から給与所得控除額を除いた額）

区分	同居又は 扶養親族数	給 与 所 得 額					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般 世帯	年 間	円以下 1,894,800	円以下 2,275,600	円以下 2,653,600	円以下 3,034,400	円以下 3,415,200	円以下 3,796,000
	月 額	(157,900)					
裁量 世帯	年 間	円以下 2,567,200	円以下 2,948,000	円以下 3,325,600	円以下 3,706,400	円以下 4,087,200	円以下 4,468,000
	月 額	(213,933)					

- 1) この表は、給与所得者1人の収入により申込み家族が生活している場合の早見表です。金額は源泉徴収票の支払い金額です。2人以上の給与収入を有する場合は別計算になります。
- 2) 失業給付金、生活保護法による扶助料、その他非課税所得に該当するものは含みません。国民年金・厚生年金・個人年金等については、雑所得として家賃算定の対象となります。
- 3) 申込者及び同居の親族に寡婦、寡夫、老年者、障がい者等がいる場合は、この表の収入以上であっても入居資格を有することがあります。

裁量世帯とは、次のいずれかに該当する方がいる世帯をいいます。

- 60歳以上の者
- 申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上または18歳未満の者
- 心身障がい者がいる世帯
- 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- 未就学児がいる世帯

2. 入居申込み資格（その他）

次にあげる者は、1. 入居申込み資格条件の(3)、(4)、(5)を満たしていること。

- ①60歳以上の者
- ②心身障がい者
身体障害者福祉法に基づく身体障がい者（1級から4級）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障がい者（1級～3級）
知的障害者福祉法に基づく知的障がい者（療育手帳被交付者）
- ③戦傷病者（戦傷病者手帳被交付者）
- ④原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定者）
- ⑤生活保護被保護者
- ⑥海外引揚者（引揚後5年以内の者）
- ⑦ハンセン病療養所入所者等
- ⑧DV被害者

② 単独市営住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格（次の事項をすべて具備すること）

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者、又は婚約者がいて入居申込日から3ヶ月以内に婚姻する者を含む）がある者。若しくは、市長が適当と認めた単身者。
- (3) 家賃を納める能力がある者。
- (4) 地方税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員でない者。

③ 特定公共賃貸住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格

- (1) 地方税を滞納していない者。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者、又は婚約者がいて入居申込日から3ヶ月以内に婚姻する者を含む）があること。
- (3) 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、住宅への入居が適当として市長が認める者。
- (4) 単身（同居親族がない入居者）用の住宅においては、同居親族がない者で、市長が定める基準に該当する者。
- (5) 暴力団員でない者。
- (6) 所得が市長の定める基準に該当する者であること。

◆市長が定める所得基準

西予市特定公共賃貸住宅条例施行規則第2条で定める基準による。但し、同規則第2条第2項に定める者については、所得の上昇が見込まれる者で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の振興を図るためUターン、Iターン等による単身者を入居させる場合
- (2) 人口の流出を抑制するために単身者を入居させる場合

※詳しくは、建築住宅係までご確認ください。

Ⅲ 市営住宅建物概要（受付対象）

※入居可能な住宅一覧ではありません。

空き状況に関しては、各支所へお問い合わせください。

※収入超過等による家賃の増額は記載していません。

三瓶町（管理：三瓶支所産業建設課）

（令和8年4月1日現在）

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度	
	客	朝立 7-93-2	中耐 3階	3DK (12)	12,800~ 19,000	57.80	昭和58年	
	中ノ町	津布理 79-1	低層 耐火 2階	3DK (10)	14,900~ 22,300	62.70	昭和61年	
	神子之浦	下泊 285		3DK (2)	16,600~ 24,800	66.60	平成4年	
	中ノ町第2	津布理 65-1		3DK (6)	17,900~ 28,700	66.90~ 72.20	平成6年	
	やぐらの下 やぐらの下 第2 (エレベーター付)	朝立 2-35-3	高耐 6~ 7階	2DK (5)	13,800~ 20,900	47.00~ 47.70	平成14年	
				1LDK (2)	14,300~ 21,300	48.50		
				2LDK (16)	15,200~ 29,200	51.70~ 66.50		
				3LDK (8)	19,600~ 31,800	66.60~ 72.40	平成14年 ~15年	
				中耐 4~ 5階	2LDK (17)	15,200~ 27,800		51.70~ 63.00
					3LDK (12)	19,600~ 31,900		66.60~ 72.40
特 公 賃	やぐらの下 (エレベーター付)	高耐 7階	2LDK (4)	58,000	65.41	平成14年		
			3LDK (6)	65,000又 は75,000	84.38~ 105.52			
単 独 市 営	安土長田	安土 496	木造 平屋	2DK (6)	11,700~ 17,400	50.00	平成17年	
	神子之浦第2	下泊 313-2	低耐 2階	3DK (2)	16,600~ 24,700	66.42	平成4年	
	二及	二及 1-380-1	簡易 耐火 2階	2DK (2)	10,400~ 15,400	39.90	平成6年	
				3LDK (4)	18,400~ 27,400	70.74		

明浜町 (管理：明浜支所産業建設課)

(令和8年4月1日現在)

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度
公 営	下ノ谷	俵津 8-339	簡耐 2階	3 K (17)	12,200~ 19,200	59.90~ 62.00	昭和 54 年 昭和 55 年
	宮野浦	宮野浦甲 1192	〃	3 K (10)	13,400~ 20,000	62.90	昭和 56 年
	高山	高山甲 937	〃	3 K (10)	13,500~ 20,100	62.90	昭和 57 年
	狩浜枝浦	狩浜 2-1960	〃	3 K (5)	13,500~ 20,200	62.90	昭和 58 年
	狩浜本浦	狩浜 3-1355-1	〃	3 K (5)	13,600~ 20,300	62.90	昭和 58 年
	俵津大浦	俵津 1-262-1	〃	3 K (3)	14,000~ 20,900	62.90	昭和 59 年
	畑岡	俵津 8-257-1	木造 2階	3 D K (5)	14,300~ 21,400	70.00	平成 3 年
	狩浜下南	狩浜 3-1428-1	〃	3 D K (2)	14,700~ 21,800	73.90	平成 5 年
	狩浜上組	狩浜 3-156-16	〃	3 D K (2)	15,500~ 23,100	73.90	平成 6 年
	田之浜東	田之浜甲 510	〃	3 D K (2)	16,700~ 24,900	79.50	平成 7 年
	伊ノ浦	俵津 1-696-8	中耐 3階	3 D K (12)	20,300~ 30,200	79.70	平成 8 年
	高山東	高山甲 988	低耐 2階	3 D K (4)	20,200~ 30,100	79.50	平成 9 年
	渡江	渡江 991-1	木造 2階	3 D K (2)	17,400~ 25,900	79.90	平成 10 年
	多門寺	俵津 4-42-1	低層 耐火 2階	2 D K (4)	15,500~ 23,100	59.30	平成 11 年
				3 D K (4)	20,700~ 30,800	79.60	平成 12 年
俵津中央	俵津 3-264	木造 2階	2 D K (4)	16,800~ 25,000	72.20	平成 14 年	
単 独 市 営	高山川原	高山甲 1273-2	低耐 2階	3 K (4)	11,900~ 17,700	56.00	昭和 58 年
	宮野浦東	宮野浦甲 310-9	木造 2階	2 D K (3)	16,500~ 24,500	75.80	平成 16 年
	狩浜浜組	狩浜 3-194-1	簡耐 2階	3 K (2)	13,400~ 19,900	56.02	平成 3 年

宇和町 (管理：西予市役所建設課)

(令和8年4月1日現在)

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算 家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年 度
公 営	下松葉	下松葉 191-1	中耐 3階	3DK (54)	13,300~ 21,600	64.24 67.92	昭和53年 ~55年
	れんげ	れんげ 1965-4	簡耐 2階	3DK (12)	14,400~ 21,400	66.70	昭和56年
	下鬼窪	卯之町5丁目 308-1	中耐 3階	3DK (18)	17,700~ 29,800	71.55 78.81	平成2年
	卯之町山の手 (高齢世帯用)	卯之町二丁目 102-1	木造 平屋	2DK (6)	16,100~ 24,000	60.08	平成29年
					16,300~ 24,200		平成30年
		卯之町二丁目 105-1			16,400~ 24,500		平成31年 (令和元年)
	卯之町山の手 (子育て世帯用)	卯之町二丁目 64	木造 2階	3LDK (4)	25,200~ 37,600	93.86	平成29年
25,500~ 37,900					平成30年		

野村町 (管理：野村支所産業建設課)

(令和8年4月1日現在)

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度
	新岩村	野村 14-365	中耐 3階	3DK (18)	13,500~ 20,100	65.90	昭和55年
	公園	野村 13-331	中耐 3階	3DK (18)	14,500~ 21,600	65.9	昭和57年
	頭王	高瀬 4105	簡耐 2階	2DK (6)	13,600~ 20,300	64.90	昭和57年
	椎ノ木	野村 8-250-3	木造 2階	3DK (6)	12,600~ 19,000	69.70	昭和60年 ~61年
	法正	野村 13-305-1	木造 2階	3DK (2)	13,000~ 19,400	70.10	昭和61年
	緑ヶ丘	阿下 6-475-1	木造 2階	3DK (16)	12,200~ 18,400	65.80	昭和62年 ~63年
	太田第2	野村 6-215	中耐 3階	3DK (18)	14,300~ 22,200	62.00 64.60	平成2年
	岩村1号棟	野村 14-686	"	2DK (12)	11,500~ 17,200	46.90	平成3年
				3DK (12)	16,500~ 25,500	67.20 69.70	
	岩村2号棟	野村 14-255	"	2DK (4)	12,400~ 18,400	49.80	平成4年
				3DK (16)	17,800~ 28,000	71.60 75.60	
	岩村3号棟	"	"	3DK (12)	16,500~ 25,800	65.90 69.10	平成5年
	岩村4号棟	野村 14-558	低耐 2階	3DK (8)	16,900~ 25,200	66.80	平成6年
	大和田	阿下 2-435-1	木造 2階	3DK (2)	16,800~ 25,000	79.50	平成8年
四郎谷	旭 498-1	木造 2階	3DK (2)	17,300~ 25,800	79.30	平成11年	
緑ヶ丘 A.B.C 棟	阿下 6-33-1	木造 平屋	2DK (6)	15,500~ 27,400	60.01 71.29	平成24年	
単 独 市 営	河成	坂石 2569-1	木造 2階	3DK (2)	11,400~ 16,900	60.45	平成元年

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度
公 営	太田 A ~ G	野村 6-115	木造 平屋	2 L D K (2)	17,000~ 25,300	62.03	令和 2 年
			木造 平屋	3 L D K (8)	21,500~ 32,600	78.51 79.98	
			木造 2階	3 D K (3)	20,800~ 32,200	76.18 78.89	
			木造 2階	3 L D K (4)	21,800~ 34,800	79.74 85.20	
	野村中央 A . B . C 棟	野村 12-750-1	低耐 2階	2 D K (1 4)	17,200~ 25,600	59.00	令和 3 年
				3 L D K (1 0)	21,400~ 31,900	73.54	

城川町 (管理：城川支所産業建設課)

(令和8年4月1日現在)

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度
公 営	ミナミ	土居 1645	木造 平屋	3DK (5)	12,300~ 18,300	70.39	昭和58年
	町中	魚成 3312-1	木造 2階	3DK (6)	14,300~ 22,900	74.65 79.97	昭和63年
	新開	土居 1645	木造 平屋	3DK (2)	14,700~ 21,900	72.94	平成4年
	今田	魚成 5820	〃	3DK (4)	15,700~ 23,400	75.05	平成7年
	日浦	遊子谷 2433	〃	3DK (2)	17,100~ 25,400	76.44	平成13年
特 公 賃	ムクロジ	魚成 4878	〃	3DK (4)	38,000	78.66	平成6年
単 独 市 営	新開第2	土居 1648-1 土居 1649-1	〃	3DK (2)	15,000~ 22,400	78.66	平成6年
	古市	古市 2022-1	〃	2DK (4)	10,600~ 15,800	54.39	平成7年
	町中第2	魚成 3642-1	木造 2階	3DK (4)	15,200~ 22,600	77.61	平成9年
	古市第2	古市 412	木造 平屋	2DK (2)	12,100~ 18,000	61.37	平成9年
				3DK (4)	15,000~ 22,300	75.81	
		古市 408	木造 平屋	2DK (7)	11,000~ 16,400	53.44	平成13年
高川	高野子 788-1 高野子 788-2 高野子 786	〃	3DK (3)	10,500~ 17,900	61.46~ 67.02	昭和57年 昭和60年	

住宅区分	団地名	所在地	構造	型別 (戸数)	概算家賃 (円)	住居 専用 面積 (m ²)	建設 年度
単 独 市 営	町中第3	魚成 3635-2	木造 平屋	2DK (2)	13,500~ 20,100	64.33	平成14年
	嘉喜尾	嘉喜尾 4874-1	木造 2階	3DK (4)	19,200~ 28,600	89.30	平成15年
			木造 平屋	2DK (4)	12,100~ 18,000	56.50	

《問い合わせ》

西予市役所 建設課 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電話：0894-62-6410 ファックス番号：0894-62-6571

明浜支所産業建設課 西予市明浜町高山甲 3420 番地
電話：0894-64-1287 ファックス番号：0894-64-1550

野村支所産業建設課 西予市野村町野村 12 号 617 番地 1
電話：0894-72-1115 ファックス番号：0894-72-2323

城川支所産業建設課 西予市城川町下相 945 番地
電話：0894-82-1116 ファックス番号：0894-82-0349

三瓶支所産業建設課 西予市三瓶町朝立 1 番耕地 360 番地 1
電話：0894-33-1115 ファックス番号：0894-33-2394